

広島県告示第七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にしたが、森林所有者が知れないため、同項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によって、通知の内容を北広島町役場の掲示場に掲示した。

平成二十三年八月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所及び登記簿上の所有者の氏名

所 在 場 所	登記簿上の所有者の氏名
山県郡北広島町大朝字愛宕原二九五	白砂 憲三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について